

駅通情報

第31号

時評

「日記」に表われた一九世紀初期の書状の発着と送達日数等（二）

以上のとおり、現代のような新春の気分あらばこそ、年末の大騒ぎ時にあて先のみ自筆して早々に郵便局へ差し、郵便局の速立て作業を経て発送される。さらに到着時にあいては、年内のうちに配達作業を終え、元日に受取人に届くといった方法は明治中期の「年賀特別便」が出来てからのものである。

前出のとおり、当時の年賀状は、正月を迎えて、新春の気分を十分満喫してから、ようやく賀状を書くといった方法がとられている。

しかも、これらの賀状は、地元の詰合（舊御用所）の役人が、たまたま宿に来訪したきり差出しを依頼するのである。しかも、これを旅宿速立てを相当する会所へ持参して発送手続をするが、これで直ちに発送とはならない。實状は、不急のものとして、隣りの会所へ頸立てる便があり次第ついてをもって発送られるのである。

これら賀状は、返事が来るといったものではないで、どこへ、何日で着いたのかは明らかでないが、越前方面であれば一か月半は要したであろう。

三 書状は、何日で到着したか

それでは、厚岸と船橋、又は函館との間を何日で到着したのかを見るに、ある年の正月一日、越前國の事務が、厚岸は國泰寺住職にて差出した賀状が届いたのは、二月二七日であった。この間、一ヶ月と二五日である。後述のとおり、早通いの便では船橋・厚岸間は六日で届いているから、不急である賀状としてもかかり遅がである。

また、天保四（一八三三）年四月二二日巳の十刻（午前一時ころ）に鶴居の小間物商、中西宇吉と間が住職にてに立てた早飛脚は、四月二八日に到着した。出发から六日目に届いたことになる。以上のことから當時、船橋からの便は最速で六日程度の行程であったものと思われる。

一例は、四月一四日のこと、松前の領主が馬上で中風にかかりロレアが倒らなくなつたので、一七日間の病氣回復祈祷をするようにとの御用秋（公吉）が国泰寺に届いた。しかし、残念ながら到着月日の記載がないので何日間で届いたのか正確にはわからないが前例からすると、早速であるから六日程度で到着したのである。

なお、一言付言すると、物資は海路を、また人は陸路を行ふというものが当時の一般であった。海路はまだ安全通行が十分とは認められないにあつたのである。

また、文久二年（一八六二）年、箱館奉行と丹後間屋島屋との間で結んだ「箱館・江戸間御用馬便」の送達日数は、片道二六日として契約している。

しかし、通中には、川留めとか津軽海峡の風待ち等があつて、實際には四〇日かかったとして、箱館奉行側から一方的に契約が解除されたという記録が残っている。

現代の郵便制度による信書の送達は、諸氏がよく体験しているので本稿では触れないが、公式発表と實際の送達日数とは大分違うようである。一刻を争う現代日常生活の中にあって、一九世紀初期のんびりした書状の運送は、やはり、日本海側では北から「石狩・小樽・余市・古平・岩内・寿都・江差」の各種では町名を付けたものである。

目 次

一、時評 日記に表われた一九世紀初期の書状の變遷と送達日数（II）	1
二、明治初期における現地駅通所の運営実態（III）	1
三、旅は道路状況を知ることからはじめる	4
四、お知らせ（事務局）	6
五、資料等寄附お礼	6
六	6

二 明治初期における現地駅通所の運営実態（III）

一 中歌駅通所（II）

前号に記述したとおり、中歌駅通所の所在地は「寿都郡渡島町」とあって、町名で記載されている。当時の最下位の自治体単位は、明治一二年七月施行の郡区町村編成法に基づき北海道においては、札幌全区に区制を、その他の郡には町村制を施行した。それにより、日本海側では北から「石狩・小樽・余市・古平・岩内・寿都・江差」の各種では町名を付けたものである。

以下、前号に引継ぎ中歌駅通所所在寿都郡の沿革から記載する。

- (4) 明治二年一一月、開拓使支配となつたのを機会に場所請負人による駅務運営を廃して、本陣取扱用達を指名したが、結果は無効とした。
- (5) 同三年八月、弘前藩が同地方を管轄すると共に、地域の行政は運上金の一権をもつて自治運営することとしたが、駅務は廃して田舎新への支出とした。
- (6) 同四年一月、右「(4)」の取扱用達を廃止し、本陣駅通所とした。

さるに、同五年八月、開始使は本陣を廃止して、駅通所とし、中敷村西落地区側にあった官舎一棟を作りして駅通所とした。

また、寺都郡中敷村の戸長に駅通取扱を兼務させ、戸長兼駅通取扱を命じ、年給全一〇〇円を付与して官費をもって支弁した。

さらに、同村平民吉田陸太郎を副戸長兼駅通取扱とし、年給全八〇円を給した。

また、その下に駅通小使として佐藤政蔵を申付け、年給全五〇円を給した。

(以下、役職者の入れ替え仕免が激しいので、記載を省略する)。

(7) 同九年七月、馬代代金の一郎を下付して駅費に充用運営させることとした。

以降、駅資修繕費及び日用需用品は雖て民費をもって勤つたが、同一年一〇月、川島茂助なる者から人馬難立所設立出願があり許可し、以後、同人の取扱いとした。

(8) 同二年八月、北高須駅制改革により、寺都郡中敷村に中敷駅通所が所設置されたが、同二九年四月、設置目的が達しられたとして廢止された。取扱、「小樽・黒松内軽山山越内」同郵便輸送路開設に伴い、同七年一月、寺都郵便取扱所(同八年一月、郵便局と改称)が開設された。

○ 駅馬及び人馬料金

(1) 桜浦武四郎著「西郷夷日誌」によると、「安政三年ノ夏ヨリ馬ヲ廻ヒテ、此辺リ馬次ヲ開イタリ」とあって、武四郎が通過した安政四年の前年の年より馬を使つて建立てを策とする者が現われた旨の記載がある。

(2) 明治元年七月、弘前藩支配のきい、前山の田村断八は虻田郡有珠牧場より牡一五頭牝一四頭合せて二九頭を官費をもつて購入し、同五年一〇月、そのうちから近隣の黒松内駅に牡七頭牝三頭を駆馬として分与した。また残りの牡四頭牝五頭は地元村民に払下げた。なおその他の一〇頭は死亡したという。

(3) 同三年二月には、人馬料金を定めるに当たり、公私の区別に分け、さらに、人足料は「平常一人一里金四錢、至急は一人一里六錢、早退回八錢」と、また、馬は「一疋六錢」山道難道は人馬とも本首錢の五割増とした。

明治二年に入馬難立所を設けた以後は「人足一人一里六錢、馬一疋七錢、早退は日没より日の出までは二倍と五割増」とし、日の出より日没まで往來の七割五分増とした。また、夜中は五割増とし途中夜に入る時は、これを斟酌するとした。取扱、江戸時代から明治初期にかけては一〇数回に亘りて人馬料金の改定が行われているが余り

にも複雑なので、拙著「北海道駅（駅場）制の研究」に詳記しているので、それに寄らねたい。

○ 貨物の重量

(一)

尚ほ二〇貫目、人足の一人持ち夏至七月冬至（一〇月より三月）は五貫目までと定めた。

また、同二年一〇月には、馬一疋二十五貫目、二貫目増す毎に一疋を増す。人足一人七貫二〇〇日毎に一頭を贈すとした。

○ 渡船場

明治四年七月、赤穂川設置の渡船場には渡舟一艘（長さ四間）、渡守船料、舟渡船費等をすべて渡舟で負担するとした。なお渡舟は、次のとおりと定めた。

男女一人に付一錢六厘、七才太歳一人八厘、大車一兩三錢八厘、小車一兩二錢、（以下略）
但夜中三分五厘割増

右のほか、料金の設定は詳細に記して設定されているが、余りにも複雑な料金体系なので省略する。
また、有り村へ通ずる渡場があるが、その料金等は、これまた複雑になるので省略する。

一 はじめ

表題の、道路状況とはもちろん、現代の鉄道や自動車が走る道路を対象にしたものではない。それはかつての宿駅と宿駅間とを結ぶ道路であり、その地形、距離等を指しているのである。

時代としては、

江戸時代から明治時代にかけて

に觀点を当て、
それも、交通機関としては馬と
カゴ程度のもの
で、ほとんどは
旅人の足による
歩行を指してい
る。

道内における
当時の道路状況
等に触れる前に、
本州における駅
制について簡單

旅は道路状況を
知ることからはじまる



に記述しておきたい。

日本の駅制は、宿駅制度の前身である駅。その後、宿駅（駅伝）と続くのであるが、この宿駅制度は、徳川幕府によって整備確立したもので、徳川幕府の創始によるものではない。

七世紀において、大化の改新時中國から導入され、駅馬、宿駅の制として国内諸道に施行された。それが時代が下りて公用旅行に限られていたものが、過ぎ私人の旅行発展を促したものである。

前書きはこれまでにして、論題を進めることにしたい。

二 旅の必需品（一）

さて、江戸時代後半に入りて、旅は公人ばかりでなく、浪花講、伊勢講等の普及もあって一般私人の旅行促進が図られた。またそれにつれて、旅の在り方も亟々整ってきた。

公私人の別によつて旅の必需品も若干の違いはあるが、一般的に充実してきた。

現在でもそうであるが、旅をしようとする場合事前に種々の準備が必要である。これを江戸時代を中心に取り上げると、通行手形（往來切手）の下付願いは別にして旅券を提出にするうんに必要不可欠な物品、及び準備が必要である。

まず、身の回り品から検討すると、「わらじ・手甲、

「腰袋」のほか、「膳・矢立て・煙草道具・鐵石道具・付け本・湯手拭・小手拭・はな紙・道中記・日記帳・心覚帳・針と糸・短刀・耳かき・きり・日時計・磁石・小腹箱・小そろばん・ローブ・葵袋・枕・襷石・青面箱・提灯・國司敷（大小）・行李・印判・膳三筋」といった次第である。随分とたくさんのには、われながら驚いている。しかし、一点、一点をよく吟味してみると一つとして不用と思われるものはなく、納得させられてしまうのである。以上の品名は「宿場と街道」に記載されている旅人の持ち物として挙げている物品である。

また、同様にはさらにつきの品が続いている。財布一つにしても「銀袋・布財布・小財布・腰袋・早道・短刀」に分かれており、このほか、諸氏がよく承知している巾着まである。

これらについて、名前をさういは知り得たとして、以上のように書き上げてみると、その多さと複雑多岐にわたる種類に驚いてしまう。現代人にとつて、これらの大部分の品は時代遅れのしたもので、テレビや映画の時代劇を通して知っている程度のものである。

次に、衣類についてみると、「腰袋・腰子・革羽織・メリヤス帽子・首巻・胸掛（夏季）」。これらに、前述の「手甲・腕輪」のほか、「腰袋・腰引・腰巾・甲掛・たび・下着」といふ次第で、成学の車者によつてはなぜ、これが旅の必需品であるのか前を解説するを得ないものがある。

北海道のような雪国を旅するとなると、油物のものが登場する。まず、「雪踏（かんじきか）」、「わら舟」、「さら舟」として「合羽・駒油・油車・笠・頭巾」と聞くのである。

身の回り品としては以上のとおりであるが、諸氏は、これを読んで、これらの品は何に使用するのか全部お分かりであるうか。理解し難い品も中にはあるのではないかろうか。

例えば、道中記と心覚帳とはそれぞれどのような違いがあり、どのような使い分けをするのであらう。また、旅をするのに枕まで携行するのであらうか。確かに、現代においても枕が疲れると寝付けないということを聞くことがあるので、人、さまさまである。

次に、日時計は、恐らく現代においても見て理解できるものと思われるが、一體に市販していたのであらうか。また、「襷石」とは「おんじやく」と読むものであらうか。また、何の目的でどのような場合に使用するのであらう。

語句から受ける感じでは「襷」に代るもので、襷をとるもののよう見られるが、間違いであろうか。

なお、「衣類として挙げているものの中に「襷子・メリヤス襷子」とは、どのような製品で、何の目的に使用するのであるう。

以上は、私の知識不足もあると思うが、現代においては死語となっているものが一つに止まらず認められる。

○お知らせ

北海道文化財保護協会発行「文化情報」に別添のとおり「最盛期の駅通制度を探るを書き終えて」を発表したのでお知らせする。

○資料等の寄贈お礼

一 駅通運河開拓会資料 南幌町 近藤長一郎氏
二 松田伝十郎とアイヌ（6）札幌市 塚 比呂志氏
三 北海道れきけん 同 北海道

四 黄昏のウトナイ湖で 白老町 山田幸一郎氏
五 私の書道

発行年月日	平成十五年二月五日	
領 布	無 料	
発 行 者	札幌市南区川沿西条五丁目	三の